

都筑区公告第 93 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年 10月 19日

横浜市 都筑区長 佐々田 賢一

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	コニトル ポール、春田 眞悟、竹内 秀一 成田 寛、高橋 昭義
送達する 書 類 名	後期高齢者医療保険料督促状 令和8年度8月期分	
(注意) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から 起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		